



# 陪審裁判

# 19

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2012年3月

## 後藤さんを偲ぶ

庭山 英雄 弁護士

頼されていたようである。

1 後藤先生と記すべきかも知れないが、生前、親しく「後藤さん」と呼びかけていたので、ここでも後藤さんと記させていただく。後藤さんというと最初に思い出すのは、後藤さんが専修大学の私の研究室を訪ねてくれた時のことである。後藤さんは、神戸の首なし事件について熱心に説明し、一緒に戦おうと誘ってくれた。

しかし私は関西の何人かの学者や実務家から情報をえていたので、首を縦にふることができなかつた。1時間程たつたのち、後藤さんは淋しそうに研究室を去っていった。私は研究室の入り口に立つて後藤さんを見送った。11階のエレベーターの方に向かって、少し足を引かずりながら歩いていく後藤さんの背中を眺めて、心からすまないと思つた。

2 後藤さんは80歳を過ぎた時、夜の会は大変なので、「陪審裁判を考える会」の共同代表を辞任させて欲しいと私に申し出た。私の一存では決められないので、伊佐さんを誘つて話し合うこととした。場所はイギリス大使館の庭の見える、福岡県の東京事務所兼保養所だったと記憶する。話し合いの途中で、後藤さんが弁護士会から歩いてきたと述べたのでびっくりした。結局、総会にかけて決めてもらうことにした。その後どうなったかについては、私の記憶は欠落している。総会では否認されて、逝去に至るまで、共同代表のままであつたように思う。

3 かなり長い間、日比谷の東京新聞・中日新聞の応接室を陪審裁判を考える会の例会に使わせてもらったことがあつた。もちろん飯室さんのご好意による。

これまた飯室さんのご好意によるものがあるが、三鷹の後藤さんの自宅までいつもタクシーで送つてもらつた。私も同方向なので便乗させていただいた。その途中の後藤さんと飯室さんとのやり取りが実に面白く、且つ有益であつた。私もつばら聞き役であつた。

4 例会の後の懇親会などでは、後藤さんはいつも正面右端に座つた。畳の部屋では足を投げ出して、体をいたわつていた。一高、東大出の秀才と聴いているのに、少しも偉ぶるところはなかつた。ほとんど黙つてみんなの議論を聞いていた。たまに発言したが、その論旨は明快で、説得的であつた。松川事件の弁護に際しては、留守番役で一審からの資料を全部読破し、整理していたという。当時、新米の弁護士ながら、弁護団から深く信

5 後藤さんは、2010年の春に日本評論社から『この人を見よ 後藤昌次郎の生涯』全3巻を公刊した。第1巻は野人の誕生、第2巻は原点松川事件、第3巻は冤罪の諸相とそれぞれ名づけられている。全部で1000頁に近い大著なのですべてをここで紹介する余裕はない。通読して心に残つた箇所を以下に記す。

6 後藤さんは一高の文科を退学して理科に入りなおしたという異例な経験の持ち主であるが、こんなエピソードを語っている。一高の寮にいて数学の教科書と悪戦苦闘していたとき、不破哲三さん(後の共産党委員長)が入党の勧誘に部屋にやってきた。そこでわからないところを不破さんに聞いたところ、たちどころに解答を示した。そのとき、後藤さんは悟つたという。数学の才能などは生まれつきのもので、努力によつて獲得できるものではない。そのためか後藤さんは、高校理科を卒業して大学は法学部に進学している。こう見てくると、(2頁に続く)

弁護士の後藤さんを生み出したのは、秀才不破哲三さんたちといえないこともない。

7 前記野人の誕生の第三部に「故郷の先人たち」として石原莞爾、宮澤賢治、高村光太郎の三人の名を挙げています。草笛をこよなく愛した後藤さんのことだから、芸術家に親しみを覚える気持ちはわからないではない。だがプロの軍人だった石原莞爾に親しみを寄せる後藤さんの気持ちはよくわからない。軍人をやめた後、故郷では多くの人から尊敬されていたようであるが、それでもと満州侵略の張本人であったことには変わりはない。

8 第3巻冤罪の諸相は次の四部からなる。第一部冤罪の原点・清水局事件、第二部神戸酒鬼薔薇事件、第三部冤罪の諸相、第四部八海事件第三次上告審弁論。

第3巻を最初通読した時、多くの重大事件を扱った後藤さんがなぜ清水局事件を冤罪の原点と名づけたのかよくわからなかった。しかし再読してみると、事件の冤罪の発端は警察による取調べにあり、虚偽告白を見抜けない検察や裁判所にあることがよくわかった。清水局事件も真犯人が現れなかったら、永久に迷宮入りとなったことであろう。この種の冤罪がほかにも多数あることをうかがわせる。

る。

9 本書を編集したのは、日本評論社の元社長・会長の大石進さんである。大石さんが著名な人権派弁護士の布施辰治のお孫さんであることはよく知られているが、大石さんが後藤さんの書いたものに関心を持っていたとは、私は不敏にして気づかなかった。

## 後藤昌次郎さんを偲ぶ

伊佐 千尋 作家

1 曩に佐伯千仞先生、次いで土屋公献さん、そして今年また後藤昌次郎さんに逝かれ、これほど悲しいことはありません。

後藤さんの親しい友人の一人として「偲ぶ会」に呼ばれたのは今日で五度目になります。後藤さんのエピソードは尽きません。

27年前、後藤さんの還暦の会に呼ばれたのを昨日のことに憶えています。日仏会館で600人も参加者があり、後藤さんの付き合ひの広さ、友人の多さに驚きました。毎日新聞の山口社長は後藤さんの一高時代の同級生で、当時から足が不自由だった後藤さんはいつも杖を

だがよく考えてみると、布施弁護士と後藤さんとの間には多くの共通点があった。第一に、二人とも東北地方の出身である。第二に、若い時前衛党に入党しながら、途中で脱党している。そして第三に、これが一番重要な点であるが、刑事弁護人の使命についての理解である。二人ともこの使命を守り通して、生涯を終

えた。まさに「生きべくんば民衆と共に、死ぬべくんば民衆のために」であった。

後藤昌次郎弁護士は2011年2月10日にお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈りします。

編集担当

手にして談論風発、時に公憤を覚える。「何時その杖でぶん殴られるか」怖かったそうですが、勿論これは冗談。

一高時代の恩師T先生の話も面白く、印象に残っています。故郷に引退されていた先生は久しぶりに上京され、弁護士になつていた後藤さんの事務所に電話したのですが、通じません。仕方なくもう一人の一高の教え子O弁護士（後に最高裁判事）に電話しますと、迎いの車が出て立派な事務所案内され、銀座の高級フランス料理をご馳走になりました。

翌朝、T先生は後藤さんに会わずに帰るのが残念で、本郷近くにあった後藤事務所を直接訪ねました。入り口に板の看

板がかかっている、あまり立派ではありません。入ると右手に流し台があり、小母さん（実は奥さん）がラーメンを作っており、正面の板の間には書類がいっぱい広げられて、拗り鉢巻きの後藤さんが仕事でした。

久闊を叙した後、後藤さんが言いました。「ところで、先生、何故のご入来ぞ？」先生は後藤さんの顔をじろりと見て、「忘れてもらっては、困るな」と言いました。「いつか手紙くれたじゃないか。弁護士になって十年、上京した折には飯ぐらいご馳走しますからって」

「いや、それは大変失礼しました」

後藤さんが頭をかき、しばらくして

取つてくれたのが、近所のソバ屋の出前「60円の天麩羅そば」だったそうです。笑いが場内にさざめき、T先生は壇を下りる前に独り言のように言われました。「だが、昨夜の高級フランス料理にくらべて、天麩羅そばの、何と美味かつたこと！」

後藤さんとOさんは一高時代ライヴァルだったそうですが、T先生は何となく後藤さんの肩を持つておられたように感じました。

後年、僕の小説『逆転』が被告人の実名を記した不法行為を理由に民事裁判になり、後藤さんを弁護団長に四宮啓さん初め多くの弁護士が手弁当でついでくれ、大変お世話になりました。

ライヴァシーの権利は勿論大切ですが、同時に言論の自由、表現の自由もまた重要です。ライヴァシー権は公益が認められれば、不法性は阻却されます。『逆転』を書いた理由の一つは、被告人たちを無罪と評決したのに、裁判官が3年の実刑を言い渡した誤りを明確にすることでした。

民事裁判は遅々として進まず、一審段階で裁判官が職権による和解を勧告してきました。「30万円の請求額は5万円程度で和解が可能だから・・・」という

です。

裁判を起こしたのは僕ではありません。被告人たちの実名は連日新聞その他に報道され、無罪であることの主張に被告人たちは勿論積極的に同意してくれました。その上で実名使用に踏み切ったのですが、それでも不法行為というのなら、納得のゆく判決が欲しく、ライヴァシーの権利と表現の自由との間に線引きを裁判所に求めたわけです。

この問題は非常に重要です。最高裁ではO判事と後藤さんが相対し、「宿命のライヴァル対決」と弁護団は張り切りましたが、O判事は上告趣意書に答えることなく、一方的に敗訴となりました。

飛躍するようですが、この時僕は初めてT先生がなぜ「天麩羅そばの方がフランス料理より旨かった」と言われたのか、その意味を漠然と読み取ったように思います。

先頃、ある著名な高裁判事が「裁判には負けたが、刑事裁判に市民参加を導入させたことで、実質的には勝利している」と書かれています。これは見当違いです。裁判員裁判は陪審による裁判とは似ても似つかず、市民参加のかけらも生かされていません。

裁判所は「陪審」という文字を国民の脳裏から遠ざけようとして、大袈裟に言

えば明らかな意図のもとに僕の本を抹殺しようとしたのだと思います。しかし、我々は完敗したのであり、裁判所の狡猾の前にはあまりにも戦法が正直すぎ、甘かったと思います。同じことが、「陪審裁判を考える会」の運動についても言えるでしょう。

2 後藤さんの師でもあり、佐伯先生の終生の友、青木英五郎判事の遺言は「陪審裁判」でした。陪審制度の復活を熱望された森長英三郎、和島岩吉、青地震、上治清、野間宏、藤井一郎、繁田實造――諸先達が鬼籍に入られて久しく、佐伯、土屋、後藤三先生を失ったことは、陪審制度を真に理解する人が少なくなつた。今、日本の国にとって大きな損失であり、裁判員制度の行く末に暗い影を投げかけています。

後藤さんも土屋さんも、よく一緒に酒を飲みましたが、僕にとって優れた師であり、よき兄のような存在でした。松川事件を始め、多くの冤罪事件を闘つた後藤さんが常々言われていたのは、あるべき政治の理念です。

「国民の基本的人権を守るのが政治であり、真実に反し、正当な理由なく国民の人権を奪うのが冤罪――国家による権力犯罪とは、戦争と冤罪である。だから

こそ、国家権力の中枢をなす警察、検察、裁判所、そして軍隊そのものである自衛隊の反動的な動きに対して、国民は人権を守る一点で闘わなくてはならない。冤罪を出さないための闘いは、そこに本質がある」

これが、後藤さんの持論でした。「陪審裁判を考える会」が東京でスタートしたのは、1982年のことです。

その前年、「免田事件」などの冤罪研究で知られ、自身も「横浜事件」で言語に絶する拷問を受けた評論家の青地震さんが、「警察の違法な取り調べを止めさせるため、市民の会を作ろう」と電話をかけてこられ、僕は新橋の飲み屋で作家の野間宏さん、上治元裁判官、関原勇弁護士らと会合を重ねていました。「捜査の体質を変えるには、裁判の制度自体を変えるしかない」というのが結論でした。

東京より少し後れて、京都の山崎浩一弁護士が、関西でも「陪審裁判を復活する会」を発足させたいが、佐伯先生に会長を断られた、と電話してきました。「玄関に坐り込んでお願いするといひ」とけしかけて、大阪の会が発足し、他力本願ながら、和島岩吉先生との約束が果たされました。

その後、新潟大学・澤登佳人教授の「陪審友の会」がスタートし、(4頁に続く)

澤登さんは今猶、嬰鑠とし、先月出した新刊書『司法の犯罪は防げるか』に、土屋さん、石松さん、生田さん——お二人とも元大阪高裁判事——に論陣を張って頂きました。

陪審制の実現という司法改革を正面切って押し出した市民運動は先例がなく、法律には門外漢の市民が法律家を批判する運動には多く困難が伴いましたが、その甲斐あって「最高裁・政府司法機関も近年、我々の存在を無視できない力になった」と後藤さんは喜んでおられました。

だが、正しい主張をすれば、やがては通るものという我々の考えは、単純に過ぎました。この度の司法改革では、一敗地に塗れ、改革どころか、逆行されてしまったのです。

3 布川事件の裁判やり直しを求めて、僕が雑誌に連載し、『舵のない船』という単行本にまとめ、「正義の遅延は正義の否定」と裁判所に強く抗議したのは、もう32年も昔のことになります。庭山さんに書評を書いて頂きました。この古本は2万円の高値を呼び、新刊が出て、千円台にもどりました。

最高裁もようやく重い腰を上げ、「開かずの門」と言われた再審が去年開始さ

れ、5月に無罪判決が確定したことは、皆さんご存じの通りです。

逮捕から実に44年、この間桜井・杉山請求人が受けた苦しみは想像もつかず、警察・検察・裁判所はどのようにして責任をとり、二人の人生を償うのでしょうか。

二人の人権が蹂躪されたということは、国民全般の権利が侵害されたことを意味し、両氏だけの問題ではありません。警察・検察・裁判所が公正な捜査と審理を行っていれば、この不幸な事件は防止できたはずで

す。それができなかったということは、過去・現在にわたる無数の冤罪事件への反省が無に等しく、今回の司法改革にあたって最高裁・法務省が早々と発表した、「わが国の司法は、それを担う裁判官、検察官を始めとする司法関係者の公正さ、中立性、廉潔性によつて、基本的にはその役割を適切に果たして国民からの信頼を得てきたものと考ええる」という独善的な意見書に明らかです。

危うく死刑になりかけた免田、財田川、松山、島田の四事件について、石松さんは、「刑事裁判を担当する前裁判官が辞職して責任をとらなければならない深刻な事態である」と強く批判されました。

そのような異常事態を正すべく行われ

た司法改革だつたにもかかわらず、国民が突きつけられたのは、制度という名にも値しない、まやかしの裁判員制度でした。

捜査と公判を抜本的に改正、検察、裁判の運用を正そうとする姿勢は微塵もなく、誤判防止の安全弁を欠き、市民がさらされている潜在的危険を解消することはできません。

冤罪の病巣は「人質捜査」と「調書裁判」にあり、原因は検事調書を証拠にしたことにあるのですから、物証に重点を置き、被告人や証人の生の証言のみを証拠として審理を行えば、公判の形骸化などと批難されずに済み、冤罪を防止できます。

だが、わが国では、検察と警察が犯罪捜査権を独占しています。被疑者を長期間逮捕、勾留して、弁護士との相談も許さず、連日連夜取り調べて自白を強要するという人権侵害的な捜査手法がまかり通っています。

「不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない」という刑事訴訟法の規定（第319条）は空文に等しい。取り調べの全面可視化などは勿論のこと、弁護人の接見交通権が妨害されたり、長時間の取り調べの結果得られた自白などは、それ

だけで排除されるべきです。

取り調べへの弁護士人立会権や保釈制度、収集証拠の全面開示など、問題は山積しています。弁護人の助けを受ける権利とは、公判に同席してもらうだけではなく、被疑者となったその瞬間から強大な捜査権力に対し一人で立ち向かう必要はなく、プロの助けを受ける権利のことです。

アメリカ連邦最高裁は、「外界から遮断された密室における取り調べは本質的に高圧的になり、被疑者の憲法第五修正の権利を危険にさらす」と決定し、「検察官は被疑者の拘留中、あるいはいかなる形であれ自由を奪われた尋問の結果、得られた自白を用いてはならない」、また「何人も刑事事件において自己に不利益な証人となることを強要されない」と自己負罪拒否特権を判決しています。

布川事件に代表される無数の冤罪事件の全責任は、このように毅然とした判断を怠るわが国の裁判所にあります。刑法319、320条の徹底、321、322条の削除はこれまでにも何度となく要求してきましたが、裁判所は馬耳東風です。

検事調書に依存する裁判を断ち切り、法廷における生の証言と物証にのみ基づいて裁判する直接主義・調書排除の原則

を徹底しなければ、冤罪は防止できません。

法律問題は裁判官が、事実問題は市民代表が決める制度、有罪か無罪かの判断は、市民自らが外的影響をうけず、自律的に行う陪審裁判の復活がなければ、無実の被告人を国民自らの手で救うことは困難なのです。

4 僕たちは次の世代に、冤罪の温床となる裁判員制度を残しては、絶対なりません。なぜ陪審制度でなければならないか、なぜ裁判員制度ではダメなのか、理由は多く挙げられますが、1、2の点からも明らかです。

評決は裁判官の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による、と規定されています。裁判官3人と裁判員2人が有罪と判断すれば、裁判員4人が無罪を主張しても、有罪の判定になります。死刑事件などの場合、無罪意見の裁判員には、なす術なく、耐え難い苦痛となるでしょう。

次に陪審制度では、無罪評決に対し検察官はもとより、裁判官も絶対的にタッチできません。それが陪審制度の長所であり、上訴は本来被告人を誤判から救うことが目的です。裁判員制度では、どうでしょうか。

裁判員の参加する裁判は一審だけと決められています。陪審制と異なり、検察官は無罪判決に対し控訴しますから、裁判官だけの二審に付されます。そして控訴審では、原判決を破棄し、異なる判決になる可能性が大きいのです。

それでは、市民参加を仰々しく謳って、裁判員制度を導入した意義は何か、ということになります。せっかく裁判員に選ばれ、時間と労力を割いて一所懸命考えて無罪評決に達したのに、控訴審でひっくり返されるのなら、何のための裁判だったか、全く意味がなくなります。

「一番心配するのは、検察官の控訴はどしどし容れ、逆に被告人の控訴は簡単に棄却する最悪のケース」と木谷明元東京高裁判事は、強い危惧を述べておられます。

自分たちの判断は間違っていないという自惚れ、過信に奢った裁判官の姿が、目につきます。誤って無実の被告人を有罪にしても、「裁判員制度でシロウトを入れたから」と責任を転嫁できる仕組みです。

裁判員制度が「裁判に対する市民参加」ではなく、市民参加を名目にした、他の目的のための制度であることは、最早歴然としています。

正しい情報を国民に伝えるべきマス・

メディアの目は節穴に等しく、裁判所の旗振りに堕しています。「裁判員制度は、裁判に国民を参加させ、強権的裁判の実態を国民に体験させることによつて国家権力の強大さ、恐ろしさを知らしめ、国民をして国家権力に従順な国民にさせよう」と企む、巧妙な制度」とは自身も裁判官だった生田暉雄さんの指摘ですが、マスコミは一顧も与えようとしません。

後藤さんと土屋さんは死の直前まで、「日の丸」と「君が代」の強制に反対してきました。裁判員法は「21世紀版治安維持法」といわれ、裁判以外にも大きな関わりをもつのですが、その話は他の機会に譲りましょう。

後藤さんの冥福を祈り、ご挨拶に代えます。

(13頁の下より)

今回の原発事故訴訟に見られるように、陪審裁判の導入運動は、刑事事件だけではなく民事裁判にも適応する必要があるのではないか。そして故後藤代表が一貫して主張してきた市民だけで評議する陪審裁判導入運動を、これからも継続していくことが必要だと考える。今こそ国家権力に対する市民のチェック機関として、陪審制度導入の運動をあらためて再稼働せねばならない。

(11頁下から)

おいて多くの支持を得ることは難しいのではないのでしょうか。少数者の意見を少数ゆえに排斥することは、裁判の世界では禁忌であることは承知していますが、いま必要なのは、その地歩を緩やかであれ固めつつある裁判員制度を制度として認めつつ、これを我が国の実情に最も適した形の国民の司法参加の制度を実現させるために、叡智を集めて、改善すべき点は（一例として、主として自白事件における、捜査段階で作成された供述調書の利用の増加について、裁判員制度の下で必要とされる口頭主義、直接主義の理念から離れた運用ではないかとの指摘が最高裁判所長官自らによつてなされています）、すみやかな改善を図るといったのではないのでしょうか。

(平成24年1月)

# 布川事件に見る〈警察・検察〉と 〈裁判所〉と〈市民〉の関係

山本 裕夫 弁護士

昨年5月24日、布川事件の櫻井昌司さん、杉山卓男さんに、再審無罪判決が言い渡され、確定した。逮捕から44年。気の遠くなるような歳月を耐え抜き、二人が雪冤を果たしたことが自らは喜ぶべきことだが、なぜこのような冤罪が生まれたのか、そして何が正されるべきなのかを、警察・検察と裁判所と市民の関係という観点から取り上げ、考えてみたい。

取調べに流用された。第2次再審で櫻井氏の取調経過に関する捜査報告書が開示された結果、この別件逮捕の狙いは、証人より一層明らかになっている。

## 【別件起訴後勾留の悪用】

別件逮捕により二人の「身柄」を代用監獄におくことのできた捜査当局は、長期間にわたり長時間の取調べを行う。前記別件逮捕・勾留の流用はあくまで序の口である。11月13日に強盗殺人について釈放しながら、同時に別件の窃盗、暴行等（前記の別件逮捕事案とは異なる）で二人を起訴し、それから約1か月半はその別件起訴後勾留が本件の取調べに流用されることになる。なかでも驚くべきは、二人が11月6日または11月8日に拘留支所に移監され、警察の取調圧力から解放されて、X検事の取調べに押し返され、X検事が否認調書をとったところ、12月1日に至って二人を警察留置場に「逆送」し、同時に取調検察官がY検事に交替して、警察で取調べを行うに至ったことである。この点について水戸地方裁判所土浦支部の再審開始決定

（2005年9月21日）は、「代用監獄である警察署に逆送されたこと自体不自然で」、取調官から「強盗殺人の自白を強要されたと感じ、再び強盗殺人を自白しなければ取調べが終わらないと考えるのも、無理からぬところであ」と述べ、東京高裁の抗告審決定（2007年7月14日、判例タイムズ1290号73頁）も、再移監は「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で」「大きな問題があった」と正当に指摘している。こうして刑法を潜脱する長期間の取調べが行われ、再審無罪判決も、別件の「起訴後の勾留等が本件強盗殺人に係る捜査に利用された」との見方を示している。

## 【証拠隠しと偽証】

さらに再審の諸決定と無罪判決は、随所で、目撃証人に対する誘導についても認定している。有罪の柱であった2つの供述証拠（自白と目撃供述）は、いずれも、誘導により歪められたものであったわけである。

●冤罪・布川事件の構図Ⅱ警察・検察と裁判所の協力関係

## 【別件逮捕・勾留の悪用】

冤罪・布川事件は、二人の別件逮捕をもって始まる。櫻井氏は1967年10月10日に窃盗（ズボンとベルト各一本）で、杉山氏は10月16日に暴力行為で逮捕される。いずれも後に不起訴となる軽微な事案で、もとより捜査当局の狙いは、本件、つまり同年8月末に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件の追及にあった。櫻井氏の例でも、別件逮捕から4日目の10月13日から本件の取調べが始まり、本件逮捕が執行された10月23日まで、別件勾留が本件の

## 【代用監獄の密室での取調べ】

その代用監獄の密室での取調べの実態について、土浦支部決定や東京高裁決定は、取調官による暗示・誘導を随所で指摘し、「虚偽自白を誘発しやすい状況」があったことを認め、さらに、再審無罪判決は、取調べの状況に関しては、取調官のそれより櫻井・杉山両氏の供述のほ

## 【警察・検察と裁判所の協力関係】

このように、冤罪・布川事件を生んだ最大の原因が、警察・検察の違法な捜査と公判活動にあることが再審を通じて明らかになっているが、問題はその先にもある。こうした数々の違法を許している

裁判所の存在である。

裁判所が別件逮捕・勾留を唯々諾々と認めているからこそ、別件逮捕は蔓延しているのだし、しかも保釈を容易に認めないことよって勾留をテコにした自白の強要がなされ、いわゆる人質司法がまかり通ることになる。さらに、密室で作成された自白調書に安易に任意性を認めるから、強要、誘導、偽計などを用いた違法な取り調べがなくならないし、321条1項2号の特信状況を安易に認めるから、目撃証人に対する誘導等の違法な取調べも一向に変わらないのである。そして、公判でも、裁判所が証拠開示について積極的な役目を果たそうとしないために、検察官の証拠隠しが続くのである。

この意味で、冤罪は、警察・検察と裁判所の協力により、生み出されているといっても過言ではない。

### ●裁判官の異常な感覚

この警察・検察と裁判所の協力関係が、刑事裁判を、市民の感覚からどれほど遠いものにしてしまったか。布川事件を例に確認してみたい。

### 【取調官と見まがう尋問】

杉山氏は前記の違法な取調べに直面したときも、「裁判官ならわかってくれる」

ということに希望を見出して、自白に至っている。それゆえ、Y検事への対応から一転して、本件の起訴直後の勾留質問（1967年12月28日）の段階から、早くも否認している。ところが、期待をしていたはずの裁判官が、その場で捜査書類を見ながら「おつかしいなあ」と漏らしたことに愕然とさせられることになった。

杉山氏は公開の法廷でも、裁判官の予断に直面した。以下は、杉山氏が警察の取調べの最終段階に録音されたテープを確定審の第一審の公判廷で再生した後に行われた被告人質問である。

裁判長 あんなにすらすらと詳しく、調書を見ないで述べられるわけがないじゃないかね。

杉山 だから録音取る前に教えてくれたわけです。

裁判長 前に教えられても、自分の経験したことでなければ、すらすら答えられないんじゃないですか。

杉山 経験したことじゃなくても、調書を何回もとっているから、馬鹿じゃなければ、わかるわけです。

裁判長 調書を何回取っても、自分の経験したことでなければ、すらすら答えられるように暗記は、できないんじゃないの。

杉山 できないんじゃないかと言ってもできるんだからしょうがないでしょう。

（中略）

裁判長 間違いありませんと言ったのは、どういうわけだ。

杉山 間違いであると否認すれば、また、取調をやられると思つてですよ。

裁判長 取調べをやられてもいいんじゃないの。

杉山 長い間で、自分でも、精神的に参っているわけですよ。

私たちからみれば、何度も同じことを供述させられていけば、その話をテープ録音の際に復唱することも不可能なことではなくっていくことを、二十歳そこそこの青年がよく説明していると思うのだが、予断に充ちた裁判官にはそのことがまったく理解できないようである。

### 【裁判官のずれ】

ついでと何だが、裁判官の常識との「ずれ」を示すやりとりもあるので紹介しよう。

裁判長 その日に、何を見たの。

杉山 果物です。

裁判長 何という果物かね。

杉山 もう三年近く前ですから、忘れてんですけれども。

裁判長 それは、強盗殺人をやったと言

われている日だね。

（中略）

裁判長 それじゃ、大事な日だもの、忘れるということは、ないでしょう。

杉山 自分じゃ、やってないから大事な日じゃないです。

裁判長 大事でしょう。だから、何を買ってきたんだか、忘れるはずはないでしょう。

この一連の質問は、被告人が犯人であることを前提としていなければ、出てこない質問である。そこには無罪を主張する被告人の立場にもたつて考えてみようという発想はまったく見られない。

【市民感覚から遊離した確定審裁判官の判断】

裁判官の感覚のゆがみは、布川事件の確定審に関する限り、二審、三審も変わらない。そのことは、以下の判示にも現れている。

布川事件では、櫻井、杉山の両氏と犯行を結びつける物証が皆無であった。そのことについて、確定審の控訴審、上告審は、「指紋、足跡等により犯人を特定することができないからといって、そのことだけで直ちに被告人らの犯行を否定し、強盗殺人の認定を不能とするわけにはいかない」と判示してい（8頁に続く）

るが、提起された合理的疑いに何もこたえようとしなければかりか、立証責任の転換かと思われるようなことまで述べている。第2次再審の再審開始決定は、「指紋が採取されなかった事実は、直ちに請求人らが本件犯行の犯人であることを否定するものではないとしても、本件犯行の状況から少なくとも現場から採取されてしかるべき請求人らの指紋が検出されていないという意味で請求人らの自信の信用性に疑いを生じさせるものといえる」というが、こちらのほうが遙かに常識にかなう。

著しい自白の変遷は、冤罪・布川事件の一大特徴である。このうち奪取金額等に関する櫻井氏の自白の変遷につき、確定審は、「故意に金額等についての供述を変転させ、後に至って犯行を否認する足がかりにする場合」にあたりと決めつけたが、第2次再審では、そもそも請求人らの年齢や経験からみて「故意による変転」ということなど考え難いところであると考えた（東京高裁決定、再審無罪判決）。これも後者に道理がある。

櫻井氏の当初の自白では、杉山氏の強取品の中に「白い布製三折財布」があり、その後、その財布を取ったのは杉山ではなく、櫻井であったと供述を変更し、最後は、二人とも盗っていないと再度供述

を変更した。確定審の控訴審判決は、原判決も犯行対象と認定していないことなどを理由に、自白の信用性まで否定できないとしたが、土浦支部決定は、罪となすべき事実でないが、その供述変遷が生じた原因である請求人らの供述態度や取調べ状況等は自白全体の信用性を判断するに当たっては考慮せざるを得ないとした。前者が詭弁であることは誰の目にも明らかである。

不合理な自白内容についても、確定審は懸命に防御している。便所の偽装工作に関する櫻井氏の自白（他の誰かがやったようにするために、便所のさんをおこしてそこから脱出したというもの）について、確定審の上告審決定は、「工作に有効性は無いものの、兇行直後の興奮狼狽の心理状態からすると、必ずしも不自然とはいえない」としたが、再審無罪判決は、「敢えて逃走を遅らせてまで、便所の窓の棧を2本外し、その比較的小さな窓から脱出する迂遠な行動を選択するというのは、その発想自体がいささか理解に窮する」とした。そう考えるほうがやはり常識にかなう。

犯行があつたとされる日の夜、被害者宅前で二人を見たというW氏の証言は変遷が著しく、とくに帰路証言には不合理な点も多いため、確定審も帰路証言の採

用を見合わせるほどであったが、その確定審は、往路証言については、証言の若干の曖昧さや変転については時の経過とともに記憶が薄れたためとし、現認し記憶していない事実を作為的に歪めて供述している状況も窺われないなどと、はなはだ強引な弁解を付して、その信用性を認めてしまった。しかし、第2次再審の裁判は、「帰路供述は信用性が乏しく、往路供述の信用性を減殺していること」も根拠の一つとしてあげて、往路供述は信用できないとした。その方が普通の考え方であろう。

#### 【乖離の根底にあるもの】

この感覚の乖離はいつたどこからくるのか。

木谷明法政大学法科大学院教授は、東京地裁平成12年11月13日決定（判例タイムズ1067号283頁）を素材に、裁判所が任意性に関する判断において、取調官をこれ以上なくらい信頼する一方で、被告人の弁解には、些末な点にも攻撃を加えてくることを指摘し、こうしたダブルスタンダードの根底にある3つの点について、批判を加えている（成文堂「鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集・下巻」所収、木谷明『自白の任意性判断などに関する提言』）。

第1に、「社会秩序を維持するため厳しい取調べはやむをえない」との発想について、「既に克服されたはずの前近代国家の思想」として一蹴している。第2に、「無実なら虚偽の自白はしない」という固定観念について、重大事件でも比較的短期間の取調べで虚偽自白に落ちた者が多数いることを紹介している。近時では、足利事件、布川事件もこの事例に加えられて良いことになる。第3に、「取調官のウソの弁解の可能性はない」との思い込みについて、警察官にしても、事件の捜査を壊すことを避け、組織と自分を守るために虚偽の弁解をすることはありうることを指摘する。

#### ●市民・国民が裁判所を動かす

##### 【市民・国民の視線を意識する】

以上に述べた冤罪の構図と感覚の遊離は、過去のものとなつているのか。多少なりとも変化はあつたのか。また、これに関連して布川事件が、もし裁判員裁判にかかった場合、どうなるのかとの質問を受けることがある。

裁判員制度については様々な意見があるが、その制度としての当否はともかく、少なくとも、裁判員制度の開始とともに、裁判所が国民・市民の裁判に対する視線を多少なりとも意識し始めていることは

間違いないようである。防衛大学校教授の冤罪事件の最高裁判決（2009年4月14日）における「合理的疑い」に関する判断などには、その意識を感じるし、近時の最高裁の判決をふまえ、「裁判員裁判実施前夜の頃で、その足音を裁判官たちが聞いて何らかのメッセージ性を残しているように、直感的には思えなくなかった」との見方もある（現代人文社「季刊・刑事弁護65号」の座談会『最高裁による事実認定の適正化の第2の波』の中の今村核弁護士が発言）。

また、僅かではあるが、保釈率の上昇の指摘もあり、証拠開示についての前進があることも確かなようである。実際のところ、布川事件の再審請求審で開示され、再審開始決定及び再審無罪判決に大きな影響を与えたと思われる目撃証言の初期供述が、公判前整理手続で類型証拠として開示されていれば、目撃証言や目撃証言が補強するとされた自白の信用性に関する判断は大きく異なっていたと思われる。

### 【市民・国民が裁判所を動かす】

しかし、いまなお、別件逮捕は事実上黙認され、代用監獄は存続し、密室での違法な取調べが行われ、可視化はなかなか進まないし、保釈率の改善もさほど望

めない。冤罪を産み出す要因は何もなくなつてはいない。供述証拠の取り方、残し方についても、新たな証拠開示に備えた対応も進んでいるとも聞く。しかも、被告人、弁護士がすべての証拠にアクセスできる機会が権利として保障されないのでは、布川事件と同様な証拠隠しを根絶することはできない。

結局のところ、制度を変えたとしても、違法行為を監視する市民・国民の動きがなければ、冤罪根絶の見通しはたつものではない。

裁判所は、これまで長らくの間、むしろ市民と裁判を分断する動きを指向していたといつて過言ではない。松川事件や八海事件の裁判に国民の批判が集中した頃、田中耕太郎最高裁長官が「雑音に耳を貸すな」と発言したことは、周知のとおりである。松川事件で、無実の被告人と弁護士と多くの国民が加わった裁判闘争がその発言を打ち破り、差戻判決を勝ちとり、さらに全員無罪の判決を実現したのは、1961年のことである。それから丁度半世紀を経た2011年、再審無罪判決が言い渡された布川事件でも、松川事件に学び、櫻井昌司さん、杉山卓男さんを守る会がつくられ、二人を冤罪から救出するための活動が35年にわた

る会、弁護団の四人五脚の活動がなければ、今日の無罪判決はなかったといつて過言ではない。守る会の活動の詳細はここではとうてい紹介しきれないが（なお、守る会は、東京弁護士会の第26回人権賞を受賞した）、一つだけ強調しておきたいのは、布川事件では、守る会会員が記録を詳しく検討し、確定判決の様々な問題点を掘り下げ、弁護団会議に出席して問題を提起してきたことである。このことは他の再審事件と比べかなり特色のあることであり、市民、国民の視点を弁護人を通じて裁判に反映するという点で重要な意味があったと思う。

### 【分断を許さない】

こうした観点から、私たちが注意を払うことが必要なのが、2005年11月に導入された刑事訴訟法281条の4（開示証拠の目的外使用禁止）の規定と同条5のその罰則規定である。

布川事件では、前記のとおり、守る会会員が裁判記録を詳しく検討する中で、確定審の証拠を弾劾する様々な論点が浮上し、その一部は開始決定、そして無罪判決を実現する要因の一つにもなつていく。ところが、今後の刑事裁判でこうしたことまで刑事訴訟法281条の4の「審理準備以外の目的で交付、提示したもの」

とされてしまうならば、冤罪事件を多くの市民の目で検討し、無辜の処罰を食い止めようとすることは極めて困難になつてしまう。

その予兆とも言うべきか、2003年に、守る会が「検察官意見書」を実費で頒布し、守る会レベルでその検討を呼びかけていたところ、検察官から主任弁護人に宛てて、「検察官意見書は『裁判所の保管する訴訟に関する書類』として広く一般人に開示することは許されない」と抗議があり、あわせて販売中止、既配布分の回収・廃棄、今後の不交付・不公開を求め、対応の如何によつては、懲戒処分を申し立てることもなかりかねないと、攻撃をしてきたため、弁護団は、国民の知る権利、裁判の公開の原則を大前提にこれに反撃した経過がある。

裁判員制度が、裁判に市民・国民の常識を生かそうとする制度だといふのであれば、刑事訴訟法281条の4のような規定をもうけてこれを拡張的に適用するようなことは、それに逆行する行為といふべきである。こうした動きには厳重な監視が必要といふべきである。捜査過程の全面可視化、被告人、弁護人の証拠へのアクセス権の確保とともに、位置づけて取り組むべき課題と思われる。

# 二年半の実施を経た 裁判員制度にどう向き合おうか

森野 俊彦 元裁判官

○最高裁判所は、昨秋（平成二十三年十一月十六日）、裁判員裁判で有罪判決を受けた被告人からの、裁判員法は憲法違反であるという主張を斥け、上告棄却の判決を言い渡しました。司法制度改革審議会における当初の議論において市民の司法参加に必ずしも積極的でなかった最高裁も、裁判員制度の採用が本決まりになった以降はこれを推進する立場となり、また、その施行から二年半以上が経過し多くの裁判員裁判が終局しその判決が次々と確定しているという状況からして、憲法違反の結論が出されることは万に一つもあり得なかつたにせよ、どのような中身になるか、私なりに注目していました。

今回の最高裁判決は、弁護人の憲法違反をいう各所論について丁寧に判断していますが、ここでは、「陪審制」にも言及している二箇所に限って、触れておきたいと思います。

○最高裁判決は、憲法が国民の市民参加を許容しているかどうかの論点について、次のように結論付けました。すなわ

ち、「国民の司法参加と適正な刑事裁判を実現するための諸原則とは、十分調和することが可能であり、憲法上国民の司法参加がおよそ禁じられていると解すべき理由はなく、国民の司法参加に係る制度の合憲性は、具体的に設けられた制度が、適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触するか否かによって決せられるべきものである。換言すれば、憲法は、一般的には国民の司法参加を許容しており、これが採用する場合には、上記の諸原則が確保されている限り、陪審制とするか参審制とするかを含め、その内容を立法政策に委ねられていると解されるのである。」と判示しました。

前記判示は、ドイツやその他の国が採用している参審制もアメリカ型の陪審制も、従前の裁判官（法曹）だけによる裁判とは異なるというだけでは憲法違反にはならない（裁判所法三条三項もこれを後押ししている。）ことを明確に述べたもので、当然ながら、陪審制の実現を願う者にとつても、入り口の議論は通過したという意味では、一安心といえるものではないでしょうか。ただし、合憲性の

根拠として、「適正な刑事裁判を実現するための諸原則に抵触しない」ことを挙げていたので、裁判官が評議に全く入らず、無罪判決の場合に訴追者側からの不服申立てを許さない、アメリカ型の陪審制が問題なく許容しているかどうかについては、議論の余地を残しているといえるかもしれません。大きな問題ですが、この点は、深入りせずに先にすすみます。

○注目すべきは、裁判員制度ひいては国民の司法参加について、感想的に述べた第1末尾の「4」以下の部分です。その前半部分を次に引用します。

「裁判員制度は、裁判員が個別の事件ごとに国民の中から無作為に選任され、裁判官のような身分を有しないという点においては、陪審制に類似するが、他方、裁判官と共に事実認定、法令の適用及び量刑判断を行うという点においては、参審制とも共通するところが少なくなく、我が国独特の国民の司法参加の制度であるということが出来る。それだけに、この制度が陪審制や参審制の利点を生かし、優れた制度として社会に定着するた

めには、その運営に関与する全ての者による不断的努力が求められものといえよう。」

右に引用した部分は、裁判員制度が我が国独自のものであることを確認しつつ、これにとどまらず、同制度が現時点ではいまだ「優れた制度」とはいえないものの、その運営に携わる者がこれを理想的な制度にするべく努力をしていけば、世界にも誇るべき制度にもなりえるとのメッセージを含むものと理解することが可能です。陪審制について、抽象的ながら利点があることも認めた点も、これまで、等閑視してきた陪審制についてはじめて正面から向き合ってくれたという感じを受け、素直に喜びたいです。そして、前記判示に続く箇所、「法曹のみによって実現される高度の専門性は、時に国民の理解を困難にし、その感覚から乖離したものになりかねない側面を持つ。」との判示は、我が国で従来行われてきた精密司法に対する反省が含まれているのではないかと読みとれ、従前の刑事裁判に対する評価について一歩踏み込んだコメントと受けとることができると思います。

○ところで、私自身は、国民の司法参加について、いわゆる参審制よりも陪審

制の方が優れているという考えをもつ

て、大阪の「陪審制度を復活する会」に加入し、東京に拠点を置く本会の活動にも、出来る範囲ですが、合宿等に参加し、参審制より陪審制に賛成する旨の発言をしてきました。しかし、裁判員制度が発足した以上、現職裁判官としては、これを全否定するのは相当でないと考え、できる限り理想的な運用をすることにより、まさに陪審制の長所が生きる制度になつてほしいと願つてきました。昨年九月末に裁判官を退官し、「現職」という桎梏から解放され、一〇〇％自由に発言できる立場となつたのですが（今年いただいた年賀状にも自由な立場からの発言を期待する旨の添書きがなされたものがありました）、そういう状況になればなつたで、今度は自らに対し、それでは今こそ、裁判員制度を否定して陪審制を採用すべきと声を大にしていうべきだろうか、あるいは、裁判員制度は陪審制実現のための一里塚にすぎないと主張すべきだろうか、という問いかけをせざるをえなくなりました。そして、ずいぶん自分なりに考えましたが、結論からいえば、陪審制に固執するより、ともかくも、現在行われている裁判員制度を大事に育ていくことの方が大事なのではないか、という考えに至りました。その理由はい

下のとおりです。

第一に、施行からすでに二年七ヶ月が経過し、裁判員又は補充裁判員を経験した人が二万人を超える状況になつているところ、そうした人々から、裁判員制度に対する根本的な不満や批判は少なくとも表立ってわき上がつては来ず、むしろ、裁判員裁判に参加したことをこれまでにない経験として高く評価していることを素直に認めることが重要ではないかということ。なお、犯罪事実について争いのない場合には、もっぱら量刑だけが評議の対象になるところ、この点について、こうした刑の量定は専ら専門家によつてなされるべきだとする論者（有罪無罪の事実認定こそ陪審のもつ役割だとする立場。ただし死刑の場合には関与の余地あり）から問題視されていましたが、これまでの実施状況、特に、裁判員裁判において、専門家である裁判官に対して物怖じすることなく意見を開陳されたとする裁判員の意見や感想等に接すると、我が国において、争いのない重大事件も対象にしたこともよかつたのではないかと思えますし、ひいては、刑の量定を裁判官だけに委ねることが本場に正しいのかということ、改めて考えなおす機会になつたように思います。

第二に、裁判員裁判に関与した裁判官

の方も、裁判員裁判に関与したことを積極的に評価していることです。もちろん、これについてはいろんな状況からして、消極的な意見は出てきにくいでしょうから、割り引いて考える必要がありますが、私が接した裁判官（その数はそれほど多くはありませんが）は、異口同音に、しんどい面はあるがよかつたとの感想を述べていることからして、少なくとも十数年は、維持すべき制度として認めるべきものと考えます。

第三に、統計的な数字は知らないのですが、一般国民も、裁判員裁判に対して概して好意的なようにおもえます。そして、私の周囲にいる、いままでおよそ裁判というものに関心を持たなかつた人も、自分が選定されれば喜んで参加するという方が少なくないのです。以上のような状況に鑑みれば、裁判員裁判は、育てていくべきものであつて、決してこれを排斥すべきものではないと考えます。私は、裁判員制度が実施される少し前、雑誌社からの求めにに応じて「裁判員制度の難関は知識と経験の違う法律家と市民が行う評議にある」とする一文を書きましたが、裁判官及び裁判員双方の努力と熱意により、予想以上に実のある評議がなされていることが報道等により窺えます。本当にうれしいことです。

○ 以上のように述べると、そのように裁判員制度を手放して評価するのはいかなものか、そもそも、裁判員制度は、従前の刑事裁判が基本的にうまく運営されていることを前提にそうした司法の現状を広く国民に知つてもらうために制度が作られたものであるから刑事裁判の抱える病弊を矯正することは困難である、とする批判があがつてきます。こうした方々の批判は、長年、陪審制こそ冤罪が続発している刑事裁判を根本的に改める唯一の方法であるとされるものであるところ、そうした方々が、一貫して刑事裁判の問題点を鋭く指摘し陪審制の採用（復興）を訴えて続けてこられた、その情熱と行動力には深い敬意を払うものですが、現在行われている裁判員制度をすみやかに廃止して陪審制を採用すべきであるとの意見には賛同することができません。裁判員裁判が反対論者のいわれるとおりの問題点を真に抱えているのか、それは裁判員制度を廃止しなければ克服することはできないのか等について、ここでは論じる余裕がないので述べませんが、少なくとも、裁判員裁判を有害無益と断罪されようとする主張は、制度実施からこれまでの間に裁判員裁判に参加された市民の努力や営為を無にするものというほかに、現時点に（5頁に続く）

# 後藤昌次郎代表とウィキリークス文書 初心に返って、陪審裁判ふたたび

福来寛  
カリフォルニア大学教授

会誌の発行に際して、「陪審裁判を考える会」の今後の活動や勉強会、市民運動のあり方について、もういちど考える必要があると思ひ筆を執った。故後藤昌次郎代表は、最初から最後までぶれることなく、一貫して市民だけで構成される陪審裁判の導入を主張してきた。伊佐千尋代表も1982年の会の発足以来、陪審制導入の重要性を主張してきた。

しかしながら両代表者の主張にも関わらず、私も含めた多くの会員は裁判員制導入後、一定の市民参加の司法制度が実現したと安心・錯覚して、発足以来の本来的運動から逸脱した感が否めない。

このレポートでは、もう一度初心にかえって、最近の米国や韓国での陪審裁判の動向に基づき、我が会の先輩達が主張してきた陪審制の重要性について考えてみたい。さらに去年一般公開されたウィキリークス文書によって、裁判員制施行以前に米政府がすでに詳細に裁判員の特性を分析していたことがわかった。この暴露された米国外交機密の検証を通して、裁判員制度の問題点や、これからの我が会の活動等について考えてみたい。

## 1 韓国と米国の陪審制

昨年、2011年12月に韓国・大田の裁判所で、陪審裁判を見学する機会があった。7人の陪審員と2人の補充陪審員が、裁判官の右前壇上に座り、その左に検察官、そして陪審員の対極に被告人・弁護人が位置し、陪審員と弁護人の後ろに大きなスクリーンがそれぞれ据えられ、証拠写真や検察と弁護人の陪審員への説明項目が明確に示されていた。

昨年の9月末に韓国の国立司法修習生のトップの方と話す機会があり、韓国最高裁判所は、5年の試験期間が終わる2012年以降も、すでに陪審制度続行に賛成する決断をしたと教えてくれた。無罪率も12%であり、ほとんどの裁判が一日で終わる制度である。韓国の一般人や学生などに話した感触では、陪審裁判は着々と韓国社会に根付き始めているように感じた。

米国では、韓国とは逆に陪審裁判の数が激減している。1994年以降、三振法（州によっては二振法または四振法）などの重罪法案が多く、州で可決され、犯罪規定項目が多様となり、同時に厳罰

化が進むことで、司法取引が大手をふるようになった。その結果、1990年代当初に刑事事件中4から5%ほどであった陪審裁判は、1%台まで減った州もある。同時に服役囚は240万人を超え、全世界の服役人口の4人に1人は米国人となった。服役人口増加に伴い刑務所産業複合体 (Prison Industrial Complex) が構成され、刑務所建設・運用産業が資本的グローバルゼーションに統合的に組み込まれることになった。

さらに2001年に起こった同時多発テロ後は、国家が推し進める反テロ政策のもと、FBIを含む連邦諜報局（米国連邦政府は16の諜報局 (Intelligence agency) を持つ）と地方警察局とが、違法ともとれる手段を使いイスラム系黒人・アラブ人を起訴するケースが増えている。権力者の司法を使った横暴さも顕著になり、2008年には副大統領だった Dick Cheney と司法長官の Alberto Gonzales が、一般市民からなるテキサス大陪審によって刑務所建設許可をめぐる違法行為で起訴された。しかしハワイトハウスの圧力で、その郡の裁判官が大

陪審の起訴を破棄するという前代未聞の決定をしてしまった。そして刑事調査の継続や陪審裁判による審理が否定されてしまった。

テロ疑惑で起訴された被告人はさらに陪審を使わない military commission (軍事委員会) で裁かれることになり、自白を含む調書が裁判で許容されることになった。このような一連の社会的強者の横暴な権力行使に対して、一般市民の反政府運動が全国で活発になってきている。私が住むサンタクルーズ市を含む多くの町や都市で、政府の建物を学生や市民活動家が包囲し、横暴な政府方針やそれに癒着、追従する大企業に抗議する草根運動が活発化している。同時にこれらの反政府運動に参加する多くの学生や市民活動家が警察に暴行・逮捕され、中には刑事陪審裁判にかけられる者も増えてきた。40年前のベトナム戦争当時にみられた、反政府運動で逮捕・起訴された活動家の裁判で、陪審員が次々に無罪評決を出した、いわゆる「ジュリー・ナリフィケーション」を行使する機会が増えて来た。米国では再び政府権力を

チェックする陪審裁判の本来の役割が確認される時代になってきている。

## 2 米国外交機密文書のリークと米政府による裁判員制の緻密な分析の暴露

裁判員制度は、官僚裁判官の評議参加を義務づけた司法制度である。米政府は、裁判員制度が導入される以前に、米兵犯罪に関する裁判員裁判の影響について詳細に分析し、その結果を2008年4月に公電でアメリカ国務省に報告した。ウィキリークスで全文が去年9月に未編集のまま公開され、米政府が分析した裁判員制度に関する小論文が暴露されることになった。那覇の米国領事館が作成し、裁判員制度施行のちょうど一年前の2008年4月9日の、米国国務省への公電文書「米国被告人に対する複数の予想…日本の裁判員制度―国防省ケーブル…149131」がそれである。

米兵犯罪に関する裁判員制度の影響を詳しく分析したのは在沖繩総領事のケビン・メア (Kevin Maher) である。彼は弁護士でもあり、米国国務省東アジア・太平洋局の本部部長などを歴任した日本語に堪能な人物である。入念な沖繩検事や法学者のインタビューに基き、米兵被告人に対する裁判員制度の長所・短所を冷静・的確に分析している。

文書は最初に、市民だけが評議する米陪審制度と、官僚裁判官が一般人と評議参加する日本裁判員制度を比較分析している。そして両制度の最大の相違は「参加する市民の外圧からの自由度 (Freedom) としている。米国の陪審制度は、評議過程から職業裁判官を完全排除し、その評議は全ての証拠と事実が提出されてからのみ、始まるとしている。しかしながら、日本裁判員制は、裁判の最初から終わりまで、裁判員に対する適応される法律の説明や、評議直前までの直接的な裁判員への説示は、全て裁判官の裁量に依存すると指摘する。米陪審制度では、裁判官の説示は裁判が始まる前か、陪審評議の直前に決定されるため、陪審への裁判官の直接的影響は日本の裁判員制とは根本的に違うと分析する。

文書は裁判員制度の最大のメリットとして、米国被告人の裁判のスピードアップを挙げている。そして米兵の根本的な法的権利は、すでに日米地位協定が予め保証しているため、日本滞り期間に限られる米兵に対し、裁判員制度はさらに彼らの法的権利を保証すると指摘する。さらに米兵被告人への十分な弁護活動も可能にし、米兵家族による被告人への十分なサポートも保障できると分析する。

裁判員裁判の最大の欠点は、一般人で

ある裁判員が米兵への強い偏見や根強い偏向を、評議や判決に直接的に導入する危険性であると指摘する。文書は「地元メディアは、社説等に狂気の反米兵報道を記述し、米兵犯罪を通じた継続的な被害者意識を刺激する」として、長年の偏向したマスコミ報道こそが、著しくネガティブな米兵被告人イメージを形成している要因になっていると分析する。

レポートの結論は、市民の反米兵・米軍感情を覆す最大の要因として、官僚裁判官の評議参加を指摘する。「裁判員の反米感情のカンフル剤として、一般人の裁判員に対する職業裁判官の多大な影響力」を挙げている。文書はさらに、これまでの米兵犯罪の裁判では、官僚裁判官の行為は「日本政府の要求に順応に従属」してきた長い歴史があったことを指摘し、これまでの対処方法が、そのまま裁判員裁判に反映されれば、極端に反米感情が反映する判決が出る可能性は少ないと予想している。つまり米政府が持つ日本政府に対する政治的影響力を暗に示唆しているのである。一般人が裁判や評議に持ち込む反米感情は、日本政府の要求に従順な職業裁判官によって緩和され、米軍にとって従来通り寛容・容認的な裁判が継続されると結論づけている。

この文書で米政府は、従来の官僚裁

判官制度のメリットとデメリットを冷静的確に分析し、審理・評議グループに裁判官が入ること、一般市民が持つ米兵への特別な感情や思いが判決に反映する可能性は少なく、従来通りの寛容的な法的対処が裁判員裁判でも継続されると分析している。つまり米政府は、裁判員制の最大の弱点を見だし、それを最大限に米兵被告人に有利になるように分析しているのである。

## 3 結論

日本では福島原発事故が起点となり、政府官僚や政治家、御用学者の癒着構造が暴露された。司法界でも、福島ゴルフ場の東電への除染・損害賠償仮払い請求の仮処分申立を東京地裁が却下した。さらにゴルフ場放射線量は文部科学省が制定した子供の屋外活動を制限する放射線量を下回るとして、「営業に支障なし」と賠償請求も退けた。これまでに類を見ない被爆犠牲者に対し、官僚裁判官は相変わらず国家・企業権利を優先する決定を下しているのである。伊佐代表は常々「国民は独裁政治に毒されていることに気がついていない」と言ってきた。いまこそ司法官僚を排除した市民司法参加制度を実現する運動の重要性を再確認する必要がある。

(5頁に続く)

# 裁判員法の改正について

滝田 清暉 事務局・弁理士

度に対する信頼性を高めるためである。

今年には裁判員制度の見直しの年である。

裁判員制度がある程度定着したと認識された二〇一一年五月時点、憲法記念日を迎えるに当たって出された、竹崎最高裁判官談話は、「運用がある程度定着して行くにつれ、当事者、裁判所とも書面の利用が増し、口頭で、分かりやすいポイントを突いた審理という裁判員制度の目的としたところとは違った傾向が出て来ているように思われます」と認識すると共に、この状況を、「審理の分かりやすさについて裁判員の評価が低下してきているといった傾向は、単に困難な事件が増加しているだけでなく、こうした専門家の側の活動にも問題があるのではないかということ、今一度考えてみる必要があります」と分析している。

ここで、上記「当事者」とは検察と弁護人であって加害者と被害者を含まず、「裁判所」には裁判員は含まれていないと解される。

即ち、裁判員制度においては、真の当事者及び裁判員を除いた法曹三者だけが慣れてしまつて、事件毎に選任される裁判員が浮いた状況になりつつあると考え

られることが示されている。

したがつて、裁判員法の改正を考える上で重要な点は、第一に、法曹三者が、現状より、事件毎に緊張感を持たざるを得ない制度とすること、第二に、裁判官と裁判員が有する、担当事件に関する情報量に、できるだけ差をなくす制度に改善すること、第三に、制度の絶えざる改善を可能とするために、運用されている現状の問題点を客観的に把握し易い制度とするという制度論の視点である。

また、裁判員制度が憲法違反ではないということが明らかになったことから、裁判員になることが国民の義務であるという考えから脱却し、国民の権利であるという観点から、制度の改正を考える必要もある。

更に、控訴審は、第一審の判断を覆すに足る具体的な理由が無い限り、裁判員制度による結論を尊重しなければならぬことが明らかになった点からも改正すべき点を精査すべきであるし、経済効率の点からは、争いの無い事件については裁判官一名裁判員四名の小法廷を活用することも検討すべきである。

以上の観点から、我々「陪審裁判を考える会」は以下に改正案を提起する。

## 裁判員法の改正点(事務局案)

### 1 第15条(就職禁止事由)

この規定の趣旨が不明である。裁判体の当事者となり得る、現職の裁判官と検察官のみを除外し、その他については、第36条の理由を示さない不選任の請求を、現行の規定より広く認めるべく改正すれば良く、現行法のように広く参加を禁止する必要はない。

裁判員制度が憲法に違反しないことが最高裁によつて確認された現在、裁判員になることは、国民の義務であると共に権利であると解することが合理的である。この観点からすれば、現行の第15条は、特段の理由もなく国民に不平等をもたらすものであるから憲法違反である可能性が高い。

### 2 第33条(裁判員等選任手続の方式)

この規定は、個人の特定ができないように配慮した上で公開することを原則とするように改正すべきである。裁判員制

3 第36条(理由を示さない不選任の請求)

事件に付いての情報入手手段が広がった現況からすれば、不選任の請求をすることができ人数制限を緩和するように改正すべきである。当事者がより納得できる裁判員が、選任されるようにするためである。

### 4 第39条(宣誓等)

宣誓した裁判員及び補充裁判員を非常勤の国家公務員と認定するように改正すべきである。裁判員等の身分を保障すると共に、裁判官との身分の差を低減し、対等な議論をし易くするためである。

### 5 第49条(公判前整理手続)

「裁判所は、対象事件について、第一回公判期日前に受託裁判官を任命し、これに公判前整理手続を行わせなければならない。」と改正すべきである。

これは、受任裁判官が予断を持つことを防止すると共に、準備手続を、常に客観的且つ冷静・迅速に行うことを担保するためである。このように、公判前と公判を担当する裁判官を別個独立な関係とすることにより、事件毎に形成される法

曹三者の關係に緊張感を付与することもでき、これによつて書面主義に回帰することを防止することができる。

#### 6 第54条(改訂の要件)

第2項は裁判員が不在の公判廷であるから、裁判員法に規定する必要はない。削除すべきである。このような公判廷は、裁判官と裁判員が有する情報に積極的の格差をもたらすものであるから、その後

7 第57条(裁判所外での証人尋問等)「・・・において、構成裁判官にこれをさせるときは、裁判員及び補充裁判員はこれに立ち会うことができる。」との規定は、「・・・においては、裁判員及び補充裁判員の立ち会のもとに、構成裁判官がこれを行うことができる。」と改正すべきである。担当事件に対する裁判官と裁判員の有する情報量を、可能な限り同程度とするために裁判員不在の手続を原則として認めない趣旨である。法曹三者に保たれるべき緊張感の維持にも有効である。

#### 8 第60条(裁判員等の審理立会い)

この規定は、裁判員裁判において、裁判員が不在の審理を予定するものであり、担当事件に対する情報量が、裁判官と裁判員で異なることを助長するものであり、裁判員法になじまないから削除すべきである。

#### 9 第66条(評議)

2、3、4項を下記のように改正すべきである。

2. 裁判長は、評議の開始に先立ち、裁判員に対し、1有罪に対する全立証責任は検察にあり、裁判員が有罪を確信できなければ無罪にしなければならないこと、2証拠は法廷で見聞きしたものに限定されること、を理解できるように説示しなければならない。

3. 裁判長は、評議においては、裁判長が適宜、法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示す義務を有することを、裁判員に予め明示しなければならない。

4. 裁判員は前項の判断が示された場合には、これにしたがつて職務を行わなければならない。但し、裁判長の判断理由を理解することができない場合には、裁判員はその旨を裁判長に伝え、十分な説明を求めることができる。

これらの改正は、裁判長の説示義務を明確にし、裁判所が、評議の内容ではなく、評議を適切に運営する点に義務を有することを裁判員に周知し、裁判員の積極的な参加に基づく適切な評議を可能とするためである。

#### 10 第67条(評決)

第1項を下記のように改正すべきである。

1. 前条第1項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第77条の規定にかかわらず、有罪又は無罪については構成裁判員の全員一致の意見により、死刑以外の刑の量定については、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見により、死刑に付いては構成裁判官及び裁判員の全員一致の意見による。

上記の改正は、(1)有罪・無罪の判断については、全ての裁判員が納得する物的証拠に基づく事実判断であるべきことを担保すると共に、法曹三者に、裁判員が納得できる証拠が十分でなければ有罪とすることができないという緊張感を事件毎にもたらし、これによつて書面主義に回帰することを防止する、(2)死刑については全員一致を要件とすることによつて、冤罪による死刑を防止する第二の安

全弁とするためである。

#### 11 第68条(構成裁判官による評議)

この条文は裁判員不在の評議を認めるものであり、担当事件に対する情報量が、裁判官と裁判員で異なることを助長するものであり、裁判員法になじまないから削除すべきである。

#### 12 第69条(補充裁判員の傍聴等)

この規定は、裁判員と補充裁判員の区別を曖昧にするものであり、趣旨が不明である。裁判員の人数がより多い方がよい場合があることを認めるのであれば、むしろ、裁判員自体の数を増やすように法改正すべきである。

#### 13 第102条(裁判員等に対する接触の規制)

2項の接触禁止規定は、「何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知り、私的に利用する目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者に接触してはならない。」と改正すべきである。徒に全面禁止するような規定は、裁判に対する信頼性を損なうからである。

#### 14 第108条(裁判員による秘密漏示罪)

(16頁に続く)

この規定は、「裁判員又は補充裁判員が、第70条に規定された評議の秘密その他の、裁判長が説示によって特定した職務上知り得た秘密を漏らしたときは、・・・」と改正すべきである。

禁止される秘密の範囲を観念しやすくして、裁判員又は補充裁判員を経験した者の精神的負担を軽減すると共に、裁判所が、裁判員等が背負うことになる守秘義務の一端を引き受けることを明確にすることによって、裁判所に対する市民の信頼性を高めるためである。

同条2項も、同様に、「裁判長が説示によって特定した職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く）を漏らしたとき。」と改正すべきである。

(2012年2月23日)

## 薬害イレッサ訴訟 東京高裁不当判決

千田 恵美子 薬剤師

### 薬害イレッサ事件

イレッサはアストラゼネカ社が開発した肺がん治療薬。2002年7月、異例のスピードで日本が世界ではじめて承認した。承認からわずか半年で180人、2年半で575人、今年の3月までに825人もの命を間質性肺炎という副作用で奪った。2011年9月までに厚生省発表で842人が副作用で死亡している。日本でこれほど短期間に多数の副作用死被害を出した薬害事件は過去にない。承認前から「副作用の少ない夢の新薬」という宣伝をする一方、添付文書における致死的間質性肺炎に関する注意喚起が不十分だった。

### 東京高裁不当判決

2011年11月15日東京高裁で薬害イレッサ東日本訴訟の判決があった。判決は、国と企業の責任を認めた東京地裁一審判決を全部取り消し、一審原告の請求すべてを棄却する判決だった。東京高裁の判決内容は、承認前の副作用報告症例について、イレッサが確定的に「因果関係がある」状態でなければ安全対策

をとる義務は発生せず、「因果関係の可能性や疑いがある」程度なら安全対策の義務は発生しないとなっている。しかし、これは誤りだ。医療の基本を全く無視している。

また、判決文に「イレッサを処方する医師は『専門医、または肺がん化学療法に係わる医師』だから初版添付文書でも致死的間質性過肺炎の危険性は分かるはず」と現場の医師に責任を転嫁している。実際には専門医に限らず多くの医師がイレッサを使用した。さらに専門医さえこの添付文書を見誤った。

### 司法に対する国民の信頼を裏切る判決

過去の多くの薬害事件は、企業と国が予防原則（薬害の発生、拡大を防ぐ）に基づいて、安全対策をとることの必要性を示しており、薬事法もこのような考え方に立って改訂されてきた。この高裁判決のような考え方は薬害はなくならず、繰り返す。また将来の医薬品の安全対策にも禍根を残す。

市民参加の裁判であれば、このような判決はありえなかつたと確信する。

11月17日、原告団・弁護士は上告した。国民の安全な医療を受ける権利のため闘わなければならない。全面解決を勝ち取る最後まで応援しましょう。

陪審裁判を考える会 会報19号

発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田清暉  
編集担当 黒沢 香

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>  
メールマガジン 「市民による司法の改革」  
講読申し込みはホームページ（上記）から  
メーリングリスト [jury@yahoogroups.jp](mailto:jury@yahoogroups.jp)  
事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-41-12  
岡埜ビル7階 IP国際技術特許事務所内  
電話 03-5273-7695  
郵便振替口座 00140-6-575080